

東日本大震災の被災者の保育所入所等について

(こども保育課)

富山市では、東日本大震災の被災者（未就学児）の保育所入所や保育サービスの利用について、次のように柔軟に対応することとしております。

1 保育所入所及び特別保育等の利用者

災害救助法の適用市町村における被災者・避難者及び原子力災害対策特別措置法による被害者であれば、住民票の有無に関わらず、保育所の受入れ対象とします。

2 利用者負担（保育料、延長保育料、一時預かり利用料）

保育料については、規則で定める従来からの減免規定を準用し、被災者（児童）の家族状況等によっては、保育料を減免（無料）します。

また、市立保育所においては、特別保育の利用料についても、市単独事業として減免等を実施します。

3 減免の対象

被災者（児童）の扶養義務者（父母等）が、死亡、行方不明、失職、業務廃止又は休止状態である場合や、災害復旧のため収入が無い状況であると見込まれる場合は、扶養義務者又は親族等からの申出によって、利用者負担を減免します。

(担当) こども家庭部こども保育課
(電話) 076-443-2165